

## 嘉麻市立織田廣喜美術館運営協議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市立織田廣喜美術館条例（平成18年嘉麻市条例第177号。）第20条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、嘉麻市立織田廣喜美術館運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第2項に規定するところによる。

## (会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、教育長が会議を招集する。

## (招集通知)

第5条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

## (関係者の出席等)

第6条 協議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前現に存する協議会によってした行為は、この規則によるものとみなす。

(嘉麻市立織田廣喜美術館条例施行規則の一部改正)

3 嘉麻市立織田廣喜美術館条例施行規則（平成18年嘉麻市教育委員会規則第38号。）の一部を改正する。